

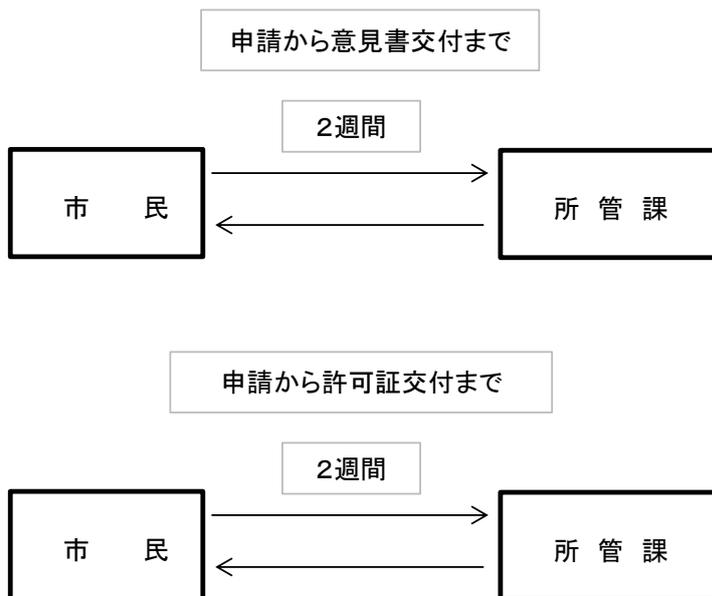
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 29

処 分 名	貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可を行う。	
根 拠 法 令 名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)	
条 項	第36条、第37条	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	4週間
判断基準	<p>法第36条第1項に該当する者の申請で、同条第2項の意見書の交付を行い、第37条に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第36条 次の各号の一に該当する液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給設備ごとに、その貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 一 第16条第1項の経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設(以下この章において「貯蔵施設」という。)を設置しようとする者 二 特定供給設備を設置して液化石油ガスを供給しようとする者 2 前項の許可の申請は、貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の意見書を添えて行わなければならない。 第37条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第52条 貯蔵施設の技術上の基準 第53条 特定供給設備の技術上の基準 第54条 バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。